

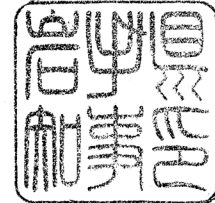
水振第 265 号

令和 6 年 8 月 2 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 13 号及び第 14 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課  
漁業調整担当（高梨）  
電話：019-629-5819  
FAX：019-629-5824  
E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の総 トン 数	漁業者の資格	許可すべき漁業 者の数
水産動 植物の 種類								
あわび漁業 (あわび潜水 器漁業(繁殖 期あわび漁業 を除く。)及び 繁殖期あわび 漁業を除く。)	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業一共第15号に隣接する漁業権が設定されていない海域	11月 1日 から 2月 末日 まで	—	—	久慈市に住所を有する者	14
			第一種共同漁業一共第103号に隣接する漁業権が設定されていない海域				下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	84
			第一種共同漁業一共第105号に隣接する漁業権が設定されていない海域				宮古市に住所を有する者	38
			第一種共同漁業一共第106号に隣接する漁業権が設定されていない海域					88
			第一種共同漁業一共第306号に隣接する漁業権が設定されていない海域				大船渡市に住所を有する者	69

(2) 許可を申請すべき期間

令和6年9月2日から令和6年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和6年11月1日（令和6年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和7年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

（イ） 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可する者を定めるものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数の制限措置

漁業種類		漁具の種類 その他の漁業の方法	操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶 の総 トン 数	漁業者の資格	許可すべき漁業 者の数
水産動 植物の 種類								
あわび漁業 (あわび潜水 器漁業(繁殖 期あわび漁 業を除く。) 及び繁殖期 あわび漁業 を除く。)	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	11月 1日 から 2月 末 日 まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
あわび潜水器 漁業(繁殖期 あわび漁業 を除く。)	あわび	潜水器	第一種共同漁業権の 漁業権者から同意を 得た海域	11月 1日 から 2月 末 日 まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可を申請すべき期間

随時

(3)備考

ア この許可の有効期間は、令和6年11月1日(令和6年11月2日以降の場合は許可の日)から、令和7年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) あわび漁業（あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）及び繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するに提出するものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可すべき漁業者の数
	水産動物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
なまこ漁業 (なまこ潜水器漁業(繁殖期なまこ漁業を除く。)及び繁殖期なまこ漁業を除く。)	なまこ	かぎ、たも	第一種共同漁業一共第306号に隣接する漁業権が設定されていない海域	8月1日から3月31日まで	—	—	大船渡市に住所を有する者	52

(2) 許可を申請すべき期間

令和6年9月2日から令和6年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 網漁具(たも網を除く。)を使用して採捕してはならない。

(イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可すべき漁業者の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
なまこ潜水器漁業（繁殖期なまこ漁業を除く。）	なまこ	潜水器	第二種共同漁業権二共第1号漁場の免許区域内の海域	8月1日から3月31日まで	—	—	久慈市、九戸郡のうち洋野町又は野田村に住所を有する者のうち、操業区域に係る共同漁業権者から操業の同意を得ているもの	1

(2) 許可を申請すべき期間

令和6年9月2日から令和6年10月2日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ・・・・と・・・を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

(イ) 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

(ウ) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(エ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

さけはえ縄漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第13号に掲げる次のさけはえ縄漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 さけはえ縄漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数	
水産動物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法							
さけはえ縄漁業	さけ	操業区域1	10月16日から1月31日まで	制限なし	10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	34	
						岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有するもの	62	
						岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	1	
		操業区域2			別記のとおり	3トン以上10トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	24
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く）に漁業根拠地を有するもの	23

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年8月23日から令和6年9月24日まで



(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和6年10月16日（令和6年10月17日以降の場合は許可の日）から、令和7年1月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 操業区域1で操業する場合

a 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。

b 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

(イ) 操業区域2又は両方の操業区域で操業する場合

a 漁獲物の陸揚げは県内の港で行わなければならない。

b 操業に当たっては、無線設備及びGPS又はレーダー設備を具備しなければならない。

c 知事が人工増殖用親魚の確保のため操業を制限した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

別記 操業区域

1 操業区域1

岩手県と青森県の境界にある境石と次のアからキまでの各点及び宮城県気仙沼市唐桑町御崎突端を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち岩手県地先海面

ア 岩手県と青森県の境界にある境石から新太鼓石を見通した線上5海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東5海里の点

ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東6海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東6海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

カ 大船渡市三陸町綾里綾里崎突端南東4海里の点

キ 陸前高田市広田町地先樺島南端南東3海里の点

2 操業区域2

次のアからオまでの各点を順次に結んだ線以西の岩手県沖合海面（操業区域1の海域及び大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東の線以南の海域を除く。）

ア 岩手県と青森県との境界正東10海里の点

イ 下閉伊郡普代村黒崎突端正東10海里の点

ウ 宮古市重茂鮎ヶ崎突端正東10海里の点

エ 釜石市尾崎突端正東10海里の点

オ 大船渡市三陸町越喜来首崎突端正東5海里の点

いるか突棒漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる次のいるか突棒漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和6年 月 日

岩手県

1 いるか突棒漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
いるか突棒漁業	いるか	岩手県沖合海面	1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日まで	制限なし	20トン未満	北海道に住所を有する者	2
						宮城県に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月15日から令和6年11月15日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年1月1日（令和7年1月2日以降の場合は許可の日）から、令和7年12月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 宮城県以外に住所を有する者

a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。

b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。

- c 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港又は大船渡港に陸揚げしなければならない。
- d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) 宮城県に住所を有する者の場合

- a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。
- b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。
- c 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港、大船渡港、気仙沼港、女川港又は鮎川港に陸揚げしなければならない。
- d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。